

新潟県立大学質保証委員会規程

(平成 30 年 7 月 17 日規程第 4 号)

改正 令和 2 年 9 月 23 日

改正 令和 5 年 2 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則第 26 条第 2 項の規程に基づき、新潟県立大学の理念を実践し、教育研究水準の向上を図ることを目的に設ける新潟県立大学質保証委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の内部質保証に係る基本方針に関すること。
- (2) 本学の内部質保証に係る方策の策定に関すること。
- (3) 本学の内部質保証に係る検証に関すること。
- (4) 学校教育法第 109 条第 2 項に定める認証評価に関する事項
- (5) 各前号の他、委員長が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 委員会は、学長、副学長、学生部長、研究科長、各学部長、附置研究所長、事務局長をもって構成する。

2 前項に定める委員のほか、委員長が必要と認める者を委員に加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員の互選による。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代理する。

(定足数及び議決の方法)

第 5 条 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 3 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(委員以外からの意見の聴取)

第 6 条 委員長は、議事に関係のある教職員の出席を求めることができる。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。